

熊本市国民保護計画 新旧対照表 (案)

別冊1

No.	ページ	区分	「新」	「旧」
1	24	修正	<p>1 避難施設の指定の考え方 市は、<b>避難施設の確保に係る基本的な方針及び</b>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市外からの避難住民の受入を考慮し、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</p>	<p>1 避難施設の指定の考え方 市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市外からの避難住民の受入を考慮し、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</p>
1	53	新規	<p>1 救援の実施 市長は、知事を経由して、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。 ただし、事態に照らし、緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。</p> <p>(1) 収容施設の供与。 (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与。 (3) 医療の提供及び助産。 (4) 被災者の捜索及び救出。 (5) 埋葬及び火葬。 (6) 電話その他の通信設備の提供。 <b>(7) 福祉サービスの提供。</b> <b>(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理。</b> <b>(9) 学用品の給与。</b> <b>(10) 遺体の捜索及び処理。</b> <b>(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。</b></p>	<p>1 救援の実施 市長は、知事を経由して、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。 ただし、事態に照らし、緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。</p> <p>(1) 収容施設の供与。 (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与。 (3) 医療の提供及び助産。 (4) 被災者の捜索及び救出。 (5) 埋葬及び火葬。 (6) 電話その他の通信設備の提供。</p> <p><b>【新規】</b> <b>(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理。</b> <b>(8) 学用品の給与。</b> <b>(9) 遺体の捜索及び処理。</b> <b>(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。</b></p>

熊本市国民保護計画 新旧対照表（案）

別冊1

No.	ページ	区分	「新」	「旧」
2	55	新規	<p><u>(7) 福祉サービスの提供</u>  <u>ア 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握</u>  <u>イ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応</u>  <u>ウ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</u>  <u>エ 福祉避難所の設置</u></p> <p><u>(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u>                      (略)</p> <p><u>(9) 学用品の給与</u>                      (略)</p> <p><u>(10) 行方不明者の捜索及び遺体の処理</u>                      (略)</p> <p><u>(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>                      (略)</p>	<p><u>【新規】</u></p> <p><u>(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u>                      (略)</p> <p><u>(8) 学用品の給与</u>                      (略)</p> <p><u>(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理</u>                      (略)</p> <p><u>(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>                      (略)</p>